

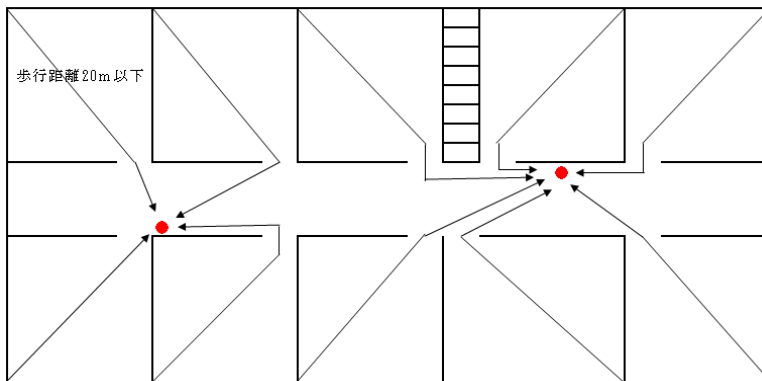
消火器

【設置基準(令10-1)】

1項イ・2項イロハニ・6項イ(1)(2)(3)・6項ロ・16の2項・16の3項・17項・20項 3項イロ(小規模特定飲食店等で、防火上有効な措置※1が講じられたものを除く。) ※1 調理油過熱防止装置・自動消火装置・圧力感知安全装置等(立ち消え防止装置は該当しない。) その他	全部
1項ロ・4項・5項イ・5項ロ・6項イ(4)・6項ハニ・9項イロ・12項イロ・13項イロ・14項 3項イロ(小規模特定飲食店等以外)	延べ面積150㎡以上
7項・8項・10項・11項・15項	延べ面積300㎡以上
地階・無窓階・3階以上の階	床面積50㎡以上
少量危険物※1を貯蔵・取り扱う防火対象物※1 指定数量の1/5以上、指定数量未満	
指定可燃物を貯蔵・取り扱う防火対象物	
電気設備設置場所(変圧器・配電盤・発電設備・急速充電設備・電力制御装置等)	
多量の火気使用場所(飲食店厨房・ボイラー室・鍛造所・乾燥室等)	

【設置場所(規6-6 規9)】

- ・階ごとに、全ての場所から、階をまたがず、歩行距離で20m以内に消火器があるように設置する。
- ・消火器の一番高い部分から1.5m以下になる高さに設置する。
- ・小規模特定飲食店等は火気使用設備・器具の設置階ごとに防火対象物の各部分に設置する。



【能力単位(規6-1)】

- ・面積により必要な消火能力を表す単位。
- ・面積を以下の数値で割った本数を設置する。

1項イ・2項イロハニ・16の2項・16の3項・17項	50㎡で1単位
1項ロ・3項イロ・4項・5項イ・5項ロ・6項イロハニ・9項イ・9項ロ・12項イロ・13項イロ・14項	100㎡で1単位
7項・8項・10項・11項・15項	200㎡で1単位
少量危険物を貯蔵・取り扱う防火対象物	貯蔵・取扱量÷指定数量
指定可燃物を貯蔵・取り扱う防火対象物	貯蔵・取扱量÷指定数量の50倍
電気設備設置場所	床面積100㎡ごとに1本
多量の火気使用場所	床面積÷25㎡

【能力単位の倍読み(規6-2)】

- ・主要構造部が耐火構造で、壁・天井の室内に面する部分の仕上げを難燃・準不燃・不燃材料とした防火対象物は、能力単位を2倍の数値とする。上記が100㎡・200㎡・400㎡となる。

消火器

【設置個数の減少(令10-3 規8)】

- ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備の有効範囲内で、適応性が同一である場合、消火器の所要単位を1/3減らすことができ※1、また、大型消火器を設置しないことができる。 ※1 11階以上の部分は不可。

【消火器の適応する火災の絵表示】

- ・ A火災(普通火災) — 地色は白色 炎は赤色 可燃物は黒色
- ・ B火災(油火災) — 地色は黄色 炎は赤色 可燃物は黒色
- ・ C火災(電気火災) — 地色は青色 電気の閃光は黄色



【消火器の外面の色】

- ・ 全ての消火器は25%以上を赤色
- ・ 二酸化炭素消火器は50%以上を緑色、ハロン消火器は50%以上をねずみ色

【大型消火器(規7)】

- ・ A火災10以上かつB火災20以上の能力単位がある消火器。
- ・ 指定数量の500倍以上の指定可燃物があれば、大型消火器の設置が必要。
- ・ 階ごとに、すべての場所から、階をまたがず、歩行距離で30m以内に消火器があるように設置する。
- ・ 大型消火器の有効範囲において、適応性が同一の場合、消火器の所要単位を1/2まで減らすことができる。
- ・ 大型消火器とスプリンクラー設備を同一の場所に設置した場合、大型消火器を1/2まで減らすことができる。

【消火器の種類】

①粉末消火器

- ・ 消火剤は第一リン酸アンモニウム
- ・ 蓄圧式と加圧式がある。
- ・ 窒息作用・抑制作用
- ・ 普通火災・油火災・電気火災

②二酸化炭素消火器

- ・ 機械室・電気室・博物館等の水や汚れが厳禁の場所で使用する。
- ・ 人体に非常に有害
- ・ 蓄圧式(圧力ゲージがない。)
- ・ 窒息作用
- ・ 油火災・電気火災

③ハロゲン化物消火器

- ・ 消火剤はハロン1301
- ・ 機械室・電気室・博物館等の水や汚れが厳禁の場所で使用する。
- ・ 人体への毒性は少ない。
- ・ 蓄圧式(圧力ゲージがない。)
- ・ 窒息作用・抑制作用
- ・ 油火災・電気火災

消火器

④泡消火器

- ・工場等の油が多い場所で使用する。
- ・反応式
- ・冷却作用・窒息作用
- ・普通火災・油火災

⑤強化液消火器

- ・蓄圧式
- ・冷却作用・窒息作用・抑制作用
- ・普通火災・油火災(霧状)・電気火災(霧状)

⑥水消火器

- ・蓄圧式
- ・冷却作用
- ・普通火災・油火災(霧状)・電気火災(霧状)

【二酸化炭素消火器およびハロゲン化物消火器の使用禁止場所(令10-2・規11-2)】

①地下街・準地下街

②換気上有効な開口部が床面積の $1/30$ 以下で、かつ、当該床面積が 20m^2 以下の地階・無窓階・居室

【構造の種類】

①蓄圧式

- ・容器全体が窒素で加圧されており、圧力ゲージを備えている。

②加圧式

- ・容器内にポンペを備えている。経年劣化による爆発危険があるため製造中止。

【消火器の内部点検】

- ・消火器※1のうち製造年から 3 年(化学泡消火器にあつては設置後 1 年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から 5 年)を経過したもの、または消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封、緊結部等に異常が認められたものについて実施する。
※1 二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。
- ・異常なく製造年から 3 年を経過した加圧式の粉末消火器、および製造年から 5 年を経過した蓄圧式の消火器にあつては、抜取り方式により点検を行うことができる。

【消火器の耐圧試験】

- ・消火器※1のうち、製造年から 10 年を経過したもの、または消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施する。その後、 3 年ごとに耐圧試験を行う。
※1 二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。

【簡易消火用具の能力単位(規6-1)】

- ・容量 8L 以上の水バケツ 3 個 — 能力単位 1
- ・容量 80L 以上の水槽 1 個 + 容量 8L 以上の消火専用バケツ 3 個 — 能力単位 1.5
- ・容量 190L 以上の水槽 1 個 + 容量 8L 以上の消火専用バケツ 6 個 — 能力単位 2.5
- ・容量 50L 以上の乾燥砂 1 塊 + スコップ — 能力単位 0.5
- ・容量 160L 以上の膨張ひる石又は膨張真珠岩 1 塊 + スコップ — 能力単位 1

※簡易消火用具の能力単位は、消火器の能力単位の $1/2$ を超えてはならない。

※禁水性物質に対して乾燥砂・膨張ひる石・膨張真珠岩を設置する場合を除く。